

お知らせ

福祉見守り  
支援対策給付金

☎福祉課 43-5216

新型コロナウイルス感染症が原因で、自宅での見守りが必要な人のために休職および休業となった人へ給付金を支給します。

**対象者** 小学生以下の児童、通所受給者証を有する人、障害者手帳を有する人、要介護1以上の人を見守るために休職および休業となった人

※次の①～⑥いずれかに該当する場合合は支給されません①前年の世帯の合計所得が285万円を超える

お知らせ

介護保険料・後期高齢者医療保険料  
減免の申請受付期間が延長

☎長寿・保険課 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。令和3年度分の保険料について、申請の受付期間が延長されました。

**対象被保険者**  
新型コロナウイルス感染症（の影響）により、主たる生計維持者が（①）死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者

② 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少した世帯のうち、主たる生計維持者について次の（1）～（3）の条件（廃業・失業の場合および介護保険料については）

（1）および（3）すべてに当てはまる世帯に属する被保険者  
（1）令和3年中の事業収入等のいずれかが令和2年中の収入の10分の3以上減少（2）令和2年分の所得の合計額が1000万円以下（3）減少した事業収入等に係る所得以外の令和2年分の所得の合計額が400万円以下

**対象となる保険料** 令和3年度分で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

**減免額** ①の場合は全額免除。②の場合は令和2年分の所得等に応じて一部または全額を減免

**申請受付期間** 6月30日（木）まで

② 市税の未納がある人がいる世帯  
③ 見守りを要する人が施設等に在所等している④世帯の収入が年金のみ⑤生活保護世帯⑥見守りに要した期間が5日未満

**給付額** 一世帯3万円（1回限り）※令和4年1月以降の対象となる世帯に支給します。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ

新型コロナワクチン接種について

☎南あわじ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター 43-5671 / ☎健康課 43-5218



市ホームページ

**小児（5歳～11歳）接種**  
国の方針に基づき、小児（5歳～11歳）の新型コロナワクチン接種を実施しています。対象となるお子さまへは順次予約案内を送付しています。詳しくは予約案内をご覧ください。

▽接種方法  
ファイザー社製、5～11歳用 ※12歳以上の人向けのワクチンとは用法・用量が異なる製剤です。3週間の間隔をあけて、合計2回接種します

次のいずれかより選べます。  
① 市が準備する会場での集団接種  
② 市内医療機関での個別接種  
▽接種方法  
南あわじ市保健センター

▽個別接種について  
▽場所 市内医療機関  
※子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

**3回目接種（追加接種）**  
接種後の時間の経過とともにワクチンの有効性や感染予防効果の低下が報告されています。  
3回目接種の対象者は、2回目



接種日から、6カ月以上が経過した人となります。ご自身の接種可能時期については、送付される案内文書をご確認ください。

▽接種券などの発送  
対象者に順次、接種券、予約案内などを発送しています。

▽接種方法  
次のいずれかより選べます。  
① 市が準備する会場での集団接種  
② 市内医療機関での個別接種  
▽接種方法  
南あわじ市保健センター、福良地区公民館

▽個別接種について  
▽場所 市内医療機関  
▽使用するワクチン  
ファイザー社製または武田/モデルナ社製

※12歳～17歳の人は、ファイザー社製ワクチンのみ接種可能となります

※詳しくは市ホームページまたは案内文書をご確認ください

**1回目接種・2回目接種の予約受付**  
引き続き、満12歳以上の人の予約を受け付けています。予約専用ダイヤルまたはインターネットでご予約ください。

**市民の皆さまへのお願**  
・集団接種は5月末をもって終了させていただきます。6月以降のワクチン接種は、医療機関での「個別接種」で実施します。

・15歳以下のお子さまのワクチン接種には、保護者の同意と立ち合いが必要となります。ワクチンの予防効果と副反応についてご理解いただいた上で、接種の判断をお願いします。

・接種を受けるかどうかの判断は本人の意思に委ねられます。病気がアレルギーなど身体的な理由で接種を受けることができない人もいますので、それぞれの立場を尊重しましょう。

・新型コロナウイルス感染症やワクチンに関して、さまざまな情報が流れています。根拠のない情報に惑わされず、国や県、市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応をお願いします。

※接種に伴う効果およびリスクなどの詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンQ&A」ホームページを参考にしてください



お知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者  
新型コロナウイルスに感染した被用者等への傷病手当金の支給

☎長寿・保険課 43-5257

南あわじ市国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者が療養のために働くことができず、給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します。

**対象者**

- ① 次の①～④の要件をすべて満たす人
  - ② 南あわじ市国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療の被保険者
  - ③ 勤務先から給与の支払いを受けている人（専従者給与を含む）
  - ④ 新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる人で、療養のため就労できなかった期間がある人
- ④ 就労できなかった期間、給与の全額または一部が支給されなかった人
- 支給期間** 就労できなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から、就労できない期間のうち就労を予定していた日

**支給額の計算方法**（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×就労を予定していた日数

**適用期間** 令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で療養のため就労することができない期間（ただし、入院が継続するときなどは、最長1年6カ月まで）

**申請手続き** 申請書、事業主の証明書、医師の見書（医療機関を受診したとき）などが必要になります。

※詳しくはお問合せください

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

従業員募集中!

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積もりは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078